景品関係

一、㈱満足屋に対する件

平成四年（排）第二号

排除命令

甲府市中央一丁目一三番八号

株式会社満足屋

右代表者　代表取締役　飯野大紀

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社満足屋は、一般消費者を対象に、「えびす講祭り特別企画現金が当たる大抽選会」と称して平成三年一一月一六日から同月一八日まで及び同月二三日から同月二五日まで、並びに「総額一千万円大福引大会」と称して平成三年一一月三〇日から同年一二月二八日までの期間において、それぞれ実施した懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項及び第三項の規定に違反した旨を、速やかに公示しなければならない。この公

示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に前記告示第一項第一号又は第二号の方法により、景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社満足屋（以下「満足屋」という。）は、肩書地に本店を置き、紳士服等の小売業を営む事業者である。

二(一)　満足屋は、「えびす講祭り特別企画現金が当たる大抽選会」と称し、平成三年一一月一六日から同月一八日まで及び同月二三日から同月二五日までを期間とし、期間中に商品を一万円以上購入した一般消費者に対し、抽選により、特等・購入金額の全額を四名、一等・同半額を二〇名、二等・同三〇パーセントを四〇名、三等・同二〇パーセントを八〇名、四等・同一〇パーセントを一六〇名、五等・同五パーセントをその余の者全員に、それぞれ景品類として提供することを企画し、これを実施した。

(二)　懸賞により提供することができる景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額が五〇〇円以上五万円未満の場合、一万円である。

しかるに、前記企画において、懸賞に係る取引の価額は一万円であるから、同社が懸賞により提供することができる景品類の最高額は、一万円であるところ、同企画により提供する景品類中、別表の上欄の購入金額に相当する者に対する同表の下欄の景品類の提供は、この制限を超えるものである。

また、懸賞により提供することができる景品類の総額は、懸賞に係る取引の予定総額の百分の二までであると

ころ、前記企画によれば景品類の価額のうち最低のものが購入金額の五パーセントであること等からこれを超えることは明らかである。

三(一)　満足屋は、「総額一千万円大福引大会」と称し、平成三年一一月三〇日から同年一二月二八日までを期間とし、期間中にスーツ、ジャケット、パンツ又は礼服のいずれかを購入した一般消費者に対し、抽選により、一等ホットカーペット（三万八五〇〇円相当）又は石油ファンヒーター（三万六八〇〇円相当）を二〇名、二等靴乾燥機（一万一〇〇〇円相当）又はハンガー式衣類乾燥機（一万円相当）を一〇〇名、以下七等まで総額六六九万五〇〇〇円相当の景品類をそれぞれ提供することを企画し、これを実施した。

(二)　懸賞により提供することができる景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額のうち最低のものがパンツ一着の九、八〇〇円と認められるから、一万円であるところ、前記三(一)記載の景品類のうち、一等及び二等のうち靴乾燥機の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

また、懸賞より提供することができる景品類の総額は、懸賞に係る取引の予定総額の百分の二までであるところ、満足屋の前記三(一)記載の懸賞に係る取引の予定総額が二億七〇〇〇万円と認められるから、五四〇万円までであり、前記三(一)記載の景品類の総額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、満足屋の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成四年二月二〇日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男
委員　佐藤徳太郎
委員　宇賀道郎
委員　佐藤謙一
委員　股野景親

別表

購入金額	景品類の価額が一万円を超える場合
一万円超二万円以下	特等
二万円超三万三三三円以下	特等及び一等
三万三三三円超五万円以下	特等ないし二等
五万円超一〇万円以下	特等ないし三等
一〇万円超二〇万円以下	特等ないし四等
二〇万円超	特等ないし五等